

ひめぎん

相続定期預金

大切な方から受け継いだご相続資金を
特別な金利でお預かりする定期預金です

スーパー定期・スーパー定期300

期間
6か月

店頭表示金利

プラス

年0.395% (税引前)

期間 1年

店頭表示金利

プラス

年0.150% (税引前)

期間 2年

店頭表示金利

プラス

年0.150% (税引前)

期間 3年

店頭表示金利

プラス

年0.250% (税引前)

期日指定定期預金

期間
1年以上

店頭表示金利

プラス

年0.150% (税引前)

期間
2年以上

●ご利用いただける方

相続による預金をお受取りになられてから2年以内の個人の方
(受け取られたご本人)

(注1) 個人事業主の方で、屋号付で作成いただいている通帳にはお申し込みいただけません。

(注2) 当該資金が相続資金であることの確認資料をご提示ください。

●お預入れ金額

100万円以上

(注) 預入金額は、相続によりお受取りになられた金額の範囲内といたします。

商品概要

商品名	ひめぎん相続定期預金						
お取り扱い店舗	全店舗(ローンセンター各店、四国八十八カ所支店は除きます。)						
ご利用いただける方	相続による預金をお受取りになられてから2年以内の個人の方(受け取られたご本人)に限らせていただきます。 (注1) 個人事業主の方で、屋号付で作成いただいている通帳にはお申し込みお取り扱い不可とさせていただきます。 個人事業主の方で、屋号付で作成されている方は個人名義の通帳に限らせていただきます。 (注2) 当該資金が相続資金であることの確認資料をご提示ください。						
対象定期預金	スーパー定期(単利型、複利型)、スーパー定期300(単利型、複利型)または期日指定定期預金 (注1) 通帳式または総合口座のお取り扱いとなります。(注2) ATM、IB、アプリでのお預入れはできません。						
お預入れ期間	◆スーパー定期、スーパー定期300/6か月(単利型)、1年・2年・3年(半年複利型) ◆期日指定定期預金/最長3年(据置期間1年)(1年複利型) 満期日はお預入れ日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。 期限までに満期を指定しない場合は、最長預入期限の3年目が満期日となります。 ※自動継続(元金継続または元金金継続)のみのお取り扱いとなります。 ※自動継続後は通常のスーパー定期、スーパー定期300、期日指定定期預金となります。						
お預入れ方法	一括お預入れ (注1) 預入原資は相続によりお受取りになられた資金に限ります。 (注2) 本商品の満期資金を原資とするお預入れはできません。						
お預入れ金額	100万円以上 (注) 預入金額は、相続によりお受取りになられた金額の範囲内といたします。						
お預入れ単位	1円単位						
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。						
適用金利	◆スーパー定期・スーパー定期300 6か月 …… スーパー定期店頭表示金利*+年0.395%(税引前) 1年 …… スーパー定期店頭表示金利*+年0.150%(税引前) 2年 …… スーパー定期店頭表示金利*+年0.150%(税引前) 3年 …… スーパー定期店頭表示金利*+年0.250%(税引前) (*お預入れ金額300万円以上の場合はスーパー定期300店頭表示金利) ◆期日指定定期預金 1年以上 …… 期日指定定期店頭表示金利+年0.150%(税引前) 2年以上 …… 期日指定定期店頭表示金利+年0.150%(税引前) 預入時の利率を満期日まで適用します。 自動継続後の適用金利は、継続金額に応じて、継続時におけるスーパー定期、スーパー定期300、期日指定定期預金の店頭表示金利を適用します。 ※スーパー定期、スーパー定期300、期日指定定期預金の金利はホームページに表示しています。 ※マル優または分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%)となります。 ※分離課税の場合、平成25年1月1日以降は、復興特別所得税が追加課税されています。						
ご用意いただくもの	「相続人であること」「相続資金のお受取りから2年以内であること」「相続資金のお受取金額」が確認できる書類(例)戸籍謄本(写)、遺産分割協議書、遺言書、相続税の申告書、被相続人名義の解約済み通帳や計算書等						
付加できる特約事項	◇法令に定められた条件を満たせばマル優でのお取り扱いができます。 ◇スーパー定期2年・3年および期日指定定期は、お預入れ日の1年経過以降は一部解約を行うことができます。 ●解約単位 …… 1万円以上(スーパー定期は1万円単位、期日指定定期預金は1円単位) ●解約回数 …… 制限はありません。 ただし、スーパー定期300(当初300万円以上をお預入れ)で、一部解約により残高300万円未満になった場合は、一部解約日以後は当初お預入れ日のスーパー定期(300万円未満)利率を基準とした金利を適用いたします。						
中途解約時の取扱い	◆スーパー定期、スーパー定期300 満期日前に解約する場合は上記金利は適用されず、預金規定に基づき所定の中途解約利率を適用します。 ◆期日指定定期預金 据置期間(1年未満)に解約する場合は、次の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により1年毎に複利計算した利息と共に払い戻します。 なお、算出した中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します。 <table border="1" data-bbox="483 1841 1396 1980"> <thead> <tr> <th>お預入れ期間</th> <th>解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> </tbody> </table>	お預入れ期間	解約利率	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×40%
お預入れ期間	解約利率						
6か月未満	解約日の普通預金利率						
6か月以上1年未満	約定利率×40%						
金融商品販売法に係る重要事項のご説明	本商品は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されます。						